

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
1 令和2年7月豪雨からの創造的復興 【施策1】被災者・被災地域の1日も早い復旧・復興に向けた取組み 施策1－①すまい・コミュニティの創造			1 災害廃棄物の早期適正処理支援 令和2年7月豪雨に伴う災害廃棄物処理について、関係省庁・団体等と連携して、仮置場の設置・運営、公費解体など市町村の取組みを支援した。 ・仮置場：全ての市町村で災害廃棄物の搬出、原形復旧が完了（完了率100%） ・公費解体：全ての市町村で公費解体完了（完了率100%）	
施策1－③災害に強い社会インフラ整備と安心して学べる拠点づくり	270,695	169,213	1 水道施設の早期復旧及び災害に強い強靱な水道施設の整備 国庫補助制度を利用して、令和2年7月豪雨で被災した水道施設の復旧事業及び老朽施設更新等による耐震化事業・耐災害性強化事業など市町村が実施する水道施設整備を支援した。 ・実施市町村 水道施設災害復旧事業 八代市他4市町村 生活基盤施設耐震化等事業 嘉島町他7市町村 簡易水道等施設整備事業 山都町他2町村 水道水源開発等施設整備事業 湯前町	環境整備費のうち P212 ～ P213
施策1－④地域の魅力の向上と誇りの回復	5,137	5,096	1 九州自然歩道利用促進対策事業（デジタル田園都市国家構想交付金活用） 地域が有する豊かな自然と文化の更なる観光利用を促進するため、九州自然歩道を軸に、くま川鉄道株式会社と連携したウォーキングイベントの開催や、ポータルサイトの構築等を行った。	観光費のうち P318 ～ P321
2 新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応 【施策2】持続可能な社会の実現 施策2－①生活への支援、子供の居場所の確保、差別・犯罪の防止	19,447	19,370	1 消費者自立のための生活再生総合支援事業 多重債務や自然災害、新型コロナウイルス感染症の影響による生活資金不足等の理由により、生活再生の支援が必要な県民に対して、生活再生に向けた相談や家計診断、債務整理の支援、債務整理に伴う生活資金貸付等の総合的な支援事業を実施した。 (※貸付に当たっての原資調達及び審査は受託団体が実施) ・令和5年度実績：新規面談件数605件、貸付43件（総額14,806千円） ※新規面談 605 件のうち、コロナ関連の相談件数 33 件（5.5%） ※貸付 43 件のうち、コロナ関連の貸付け 9 件（21%）	消費者行政推進費のうち P179 ～ P181

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名														
3 熊本地震からの創造的復興 【施策2】創造的復興の推進 施策2－③阿蘇地域の振興	94,022	31,968	1 国立公園満喫プロジェクト推進事業 世界水準のナショナルパークを目指す「国立公園満喫プロジェクト」に選定された阿蘇くじゅう国立公園内において、大観峰園地の駐車場改修等を行った。	観光費のうち P318 ～ P321														
4 将来に向けた地方創生の取組み 【施策3】安全・安心な社会の実現 施策3－②子供からお年寄りまで、誰もが安心して暮らせる地域づくり	211,308	122,408	1 消費者行政推進対策事業 関係法令に基づき、不当な取引行為等を行う事業者に対し指導を行った。 ・特定商取引に関する法律に係る処理件数2件（文書指導：1件、口頭指導：1件） ・不当景品類及び不当表示防止法に係る処理件数：15件（文書指導：0件、口頭指導：15件） ・割賦販売法に係る処理件数：1件（文書指導：0件、口頭指導：1件） 2 消費生活相談・啓発事業 県消費生活センターにおいて県民からの相談に対する助言・あっせん等を行うとともに、消費者被害情報の提供や啓発を行うことにより消費者被害の未然防止と早期救済を図った。 また、市町村に対する助言・指導を行った。 (1) 消費生活に関する相談等 ・相談件数：4,984件 ・契約金額、既支払額、被害回復額、あっせん等の状況 <table><tr><td></td><td>令和5年度</td></tr><tr><td>契約金額</td><td>23億3,300万円</td></tr><tr><td>既支払額</td><td>11億2,700万円</td></tr><tr><td>被害回復額</td><td>1億9,500万円</td></tr><tr><td>あっせん件数</td><td>730件</td></tr><tr><td>あっせん率</td><td>14.6%</td></tr><tr><td>あっせん成立率</td><td>85.8%</td></tr></table> (2) 消費者被害情報提供及び啓発 ・消費者トラブル注意報等の発出：6回、熊日Q&A掲載：25回 (3) 市町村の消費生活相談能力向上のための助言・指導 ・市町村相談窓口からの相談対応：71件		令和5年度	契約金額	23億3,300万円	既支払額	11億2,700万円	被害回復額	1億9,500万円	あっせん件数	730件	あっせん率	14.6%	あっせん成立率	85.8%	消費者行政推進費のうち P179 ～ P181
	令和5年度																	
契約金額	23億3,300万円																	
既支払額	11億2,700万円																	
被害回復額	1億9,500万円																	
あっせん件数	730件																	
あっせん率	14.6%																	
あっせん成立率	85.8%																	

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策３－②子供からお年寄りまで、誰もが安心して暮らせる地域づくり)			3 地方消費者行政推進事業 市町村及び県の消費生活相談窓口の機能強化及び消費者教育推進のための事業を実施した。 ・県内市町村の消費生活相談員の配置など市町村消費者行政推進のための市町村補助の実施 令和５年度実績：22,872千円 対象市町村：24市町村 4 高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業 高齢者の安全運転を支援するため、高齢者（65歳以上）が自家用車に設置する後付けの踏み間違い防止装置及びドライブレコーダーの導入に対して助成を行った。 ・販売・設置台数 ペダル踏み間違い防止装置 47台 ドライブレコーダー 723台	交通安全対策促進費のうち P135 ～ P136
施策３－③一人ひとりが尊重され、自分らしく暮らせる社会の創造	106,537	89,443	1 犯罪被害者等支援推進事業 令和３年４月策定の「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（第４次）」に基づき、犯罪被害者等支援のための各施策を推進した。 (1) 広報・啓発 性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ゆあさいどくまもと」のリーフレット（7,000枚）、中学生向け学習用リーフレット（5,000部）、くまモン反射材マスコット（1,200個）及び相談窓口周知ポスター（500部）の作成・配布や犯罪被害者の講演会（令和５年12月1日 参加者数：78人）の開催を行った。 (2) ワンストップ支援センター 24 時間体制での電話相談、面接相談や直接支援活動を行う「ゆあさいどくまもと」の運営を委託により実施した（相談件数：1,288 件）。 (3) 熊本県犯罪被害者等見舞金制度 犯罪被害者等に被害発生直後から発生する当面の経済的負担を軽減するため、見舞金の給付を行った（給付件数：2 件（遺族見舞金 1 件、重傷病見舞金 1 件））。 2 再犯防止推進事業 (1) 熊本県再犯防止推進講演会の開催 県全体で再犯防止推進の機運を高めていくため、再犯防止の現状と課題についての講演会を開催した。 ・日時：令和５年 7 月31日（参加者数：81人）	諸費のうち P136 ～ P138

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策３－③一人ひとりが尊重され、自分らしく暮らせる社会の創造)			(2) 連絡調整 第二次熊本県再犯防止推進計画の策定のため熊本県再犯防止推進連絡協議会を開催した。 ・日時：令和５年７月１３日 全構成員（２６人）出席（代理含む） ３ 人権施策推進事業 「熊本県人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権教育・啓発に関する取組みを総合的に推進した。 (1) 熊本県人権施策・啓発推進委員会（委員１４名）の開催：３月 (2) 熊本県人権啓発推進協議会（委員５６名）の開催：５月 (3) 熊本県人権教育・啓発推進本部幹事会の開催：５月 ４ 広報・啓発事業 県民の人権意識の高揚を図るため、各種の広報・啓発活動を実施した。 (1) 人権フェスティバルの開催：１２月（４０８人） (2) 熊本ヴォルターズと連携した啓発活動 ① ホームゲーム試合会場での啓発：１０月～１１月（２回、観戦者総数５,７２０人） ② 選手等による人権教室の開催：１１月～１２月（３校） (3) 各種媒体を活用した広報 ・人権啓発パネル展：８月、１１月、１２月 ・テレビスポットＣＭ（３６回）、ラジオ啓発番組（１８回） ・新聞広告（５回）、情報紙広告（４回） ・交通広告：１１月～１２月 ・デジタル広告：１０月～１２月 ・人権啓発漫画のＳＮＳ配信：３月 (4) 人権情報誌（コッコロ通信）の発行：３回、計２１,０００部 (5) 人権啓発作品（人権メッセージ）募集：応募１,９９３作品 (6) コッコロ隊の派遣：６月～３月、３４回	

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策3-③一人ひとりが尊重され、自分らしく暮らせる社会の創造)			5 研修・人材育成事業 人権教育・啓発に係る指導者等の人材を育成するため、研修会等を実施した。 (1) 人権同和問題講演会（兼所属長等研修）：11月 受講者 281人 (2) 人権啓発WEB講座：4月～3月 受講申込者 1,166人 視聴 9,212回 (3) 登録講師の派遣：4月～3月、86回 受講者 10,487人 (4) 事業主等研修会（動画配信併用）：9月、総受講者 1,401人 6 相談事業 人権問題全般についての相談窓口を設置し、県内の各相談機関との連携を図りながら、相談者が主体的に問題解決に取り組めるよう、助言や情報提供を行った（相談件数：178件）。 7 人権啓発活動市町村委託事業 国からの人権啓発活動委託事業を市町村に再委託し、市町村が行う啓発活動を支援した。 8 市町村連携支援事業 人権教育・啓発に関する計画の推進支援、講演会・研修会等の講師の紹介、情報の提供、市町村との意見交換等を行った。 また、戸籍謄本等の不正取得を防止するための本人通知制度についての情報提供等の支援を行った。（令和6年3月現在、21市町村が導入済み）。 9 くまもとの女性活躍促進事業 女性の社会参画を加速化するため、産学官連携による「熊本県女性の社会参画加速化会議（17人）」で策定した会議参加団体が連携して取り組む“加速化戦略”に基づき、次のとおり実施した。 (1) 女性経営参画塾 企業の女性管理職等に対し、役員など経営参画に必要なノウハウ、知識等の習得を図るとともに、意識改革を図るため、全7回にわたる講座を開催した（参加者：20人）。 (2) 女性経営参画塾ネットワーク構築促進事業 女性経営参画塾の修了生（188人）が、自ら運営や研修の企画等を行うネットワーク構築に向けた研修会を実施した（参加者：延べ55人）。 (3) 女性のキャリアアップ支援事業 女性の経営参画や未経験の分野への挑戦意識を高めるため、キャリアアップを目指す、初任～中堅職員、管理職候補職員に対してそれぞれ講座を実施した（参加者：初任～中堅職員30人、管理職候補職員30人）。	社会福祉総務費のうち P167 ～ P169

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策3-③一人ひとりが尊重され、自分らしく暮らせる社会の創造)			(4) 企業トップセミナー 中小企業の経営者、人事労務関係の管理職を対象とし、基調講演や先進企業の事例発表を実施した(参加者：124人)。 (5) 女性活躍交流促進事業 TSMCの本県進出を契機に、グローバルな視点も取り入れて男女共同参画を考える機会とするため、漫画家・文筆家のヤマザキマリ氏による「違いを楽しむ とらわれない生き方」と題した講演と、蒲島知事とのトークセッションによるヒゴロッカサミット2023を開催した(参加者：373人)。また、同日プレサミットとして、若年層(大学生等)を対象とし、熊本在住の様々なジャンルで活躍する女性5人によるパネルトークと学生との交流会を開催した(参加者：30人)。 (6) 女性活躍情報発信事業 熊本でキャリアアップを目指す女性にとって、身近に感じられる様々なジャンルに挑戦し活躍する若年女性をロールモデルにした動画を作成し、県内外に発信した(動画視聴回数：73,000回超) 10 男女共同参画推進事業者表彰 企業・団体等における男女共同参画の取組みを支援するため、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、その取組みを県ホームページなどで広く周知することにより他の事業者への波及を図った(表彰数：5団体)。 11 男女共同参画社会形成促進事業 男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の形成状況等を取りまとめた「熊本県男女共同参画年次報告書」を作成し、男女共同参画審議会の審議を経て県民に公表した。また、男女共同参画社会形成への県庁率先行動の一つとして、県の審議会等における女性委員の登用を進めた(令和5年度末の女性委員登用率：39.6%)。 12 男女共同参画地域活動推進事業 県内各地域における人材育成と活動支援を行うため、男女共同参画社会の実現を目指して活動する男女共同参画推進員に対して研修会を実施した(参加者：16人)。 13 男女共同参画学習促進事業 学校における男女共同参画教育を進めるため、中学生・高校生向けの学習資料及び教師用手引書を作成・配布した(活用率：中学校77.4%、高校70.9%)。 14 女性総合相談事業 主に女性が有する様々な悩みに相談員が対応した。また、弁護士による無料相談も実施した(相談件数：電話相談1,261件、法律相談27件)。	

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
【施策4】魅力ある地域づくり 施策4-②持続可能な地域づくり	328,546	257,560	1 食品ロス削減対策推進事業 消費者の意識改革や発生抑制及び未利用食品の有効活用など、県内の食品ロス削減を推進した。 (1) 消費者教育の推進 ・消費者教育コーディネーターを配置。令和5年度学校訪問：35校 (2) 食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」の推進 ・企業を対象とした「フードドライブ」活動を実施。 75事業者が参加し、約2.3トンの食品が集まり、支援団体を通じて子ども食堂等を支援。 2 県民ゼロカーボン行動促進事業 家庭では是非実践していただきたい取組みやCO₂削減効果、メリットを「見える化」した『くまもとゼロカーボン行動ブック』を活用し、くまもと環境出前講座等の環境教育や普及啓発を実施し、家庭でのCO₂削減を促進した。また、住宅の断熱リフォームの効果等を見える化した『くまもとゼロカーボン行動ブック～住まい編～』を作成した。さらに、「ゼロカーボン社会・くまもと県民会議」において、67団体と取組みの方向性を共有した。 3 2050くまもとゼロカーボン推進事業 ゼロカーボンに向け、県内企業等との協議の場において、課題解決に向けた情報共有や意見交換を行った。県条例に基づく事業活動温暖化対策計画書制度を活用し、省エネ設備への更新や燃料の転換が適切に進むよう、制度の周知等を行った。 また、九州電力株式会社と令和3年度に締結した連携協定に基づき、企業版ふるさと納税を活用した専門人材の派遣を受け、事業所における設備のエネルギーシフトに向けた取組みを推進した。加えて、球磨川流域の県南3総合庁舎（八代、芦北、球磨）において、初期投資ゼロモデルによる再エネ設備導入の工事に一部着手した。 4 球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業 球磨川流域における一定の断熱仕様の住宅リフォーム等への補助を12件実施。 5 地下水保全条例円滑施行事業 熊本県地下水保全条例に基づき、地下水採取の許可や届出の受理を行うとともに、地下水採取者による地下水使用合理化や地下水涵養の取組みを促進した。	消費者行政推進費のうち P179 ～ P181 公害対策費のうち P208 ～ P210 計画調査費のうち P139 ～ P141

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策４－②持続可能な地域づくり)			6 熊本地域地下水保全協働推進事業 行政、くまもと地下水財団、事業者等各主体が協働して地下水保全の取組みを推進した。 (1) 地下水保全に向けた協働 白川中流域において初めてとなる冬期の水田湛水などの地下水涵養事業の拡大に向けた関係団体との協議や、県民や企業に対する節水啓発活動等に取り組んだ。 (2) 公益財団法人くまもと地下水財団への支援 行政・事業者・県民等が協働で熊本地域の地下水保全対策を行うために設立された公益財団法人くまもと地下水財団に対する支援を行い、地下水涵養等を推進した。 7 半導体関連企業の集積に伴う地下水保全対策事業 半導体関連企業の集積を見据え、地下水涵養指針の改正による地下水許可採取者の涵養義務の強化、県内 34 か所目となる新たな観測井戸の設置、局地的な大規模取水による影響シミュレーションを行った。 8 「水の国くまもと」推進事業 イベントやホームページ等を通じ「水の国くまもと」を県内外に情報発信するとともに、市町村広報紙等による啓発のほか、節水啓発グッズを配布するなど、県内全域で節水をはじめとした水保全の啓発運動を行った。 9 環境センター運営事業 本県の環境学習の拠点として、県民の環境問題への理解を深め、環境に配慮した行動を促した。 (1) 入館者数 34,725人 (2) 動く環境教室（出前授業）の実施 77回、受講者数 3,637人 (3) 環境教育指導者の派遣 36回、受講者数 1,687人 (4) エコロジスト・リーダー派遣 12回、受講者数 773人 10 有明海・八代海再生推進連携事業 県議会からの提言等を踏まえ、抜本的な再生方策の検討・実施等を国へ求めた。また、出前講座やくまもと・みんなの川と海づくりデーなどの啓発活動に取り組んだ。 (1) 国・関係県等連携推進事業 国への要望活動（2回）、国及び関係県とで組織する連絡協議会への参加（3回：オンライン）等を実施した。また、「八代海北部沿岸都市」地域連携創造会議の国への要望活動に同行し、連携した対応を行った（1回）。	公害対策費のうち P208 ～ P210

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名											
(施策4－②持続可能な地域づくり)			(2) 出前講座 有明海・八代海等の再生をテーマに、次世代を担う小中学生等を対象とした出前講座を実施した（実施校：51校 参加者数：2,680人）。 (3) くまもと・みんなの川と海づくりデー 市町村及び各地域団体・水環境保全団体等と連携し、川や海岸の清掃活動を実施した（実施市町村：32市町村 参加者数：34,880人）。 (4) 有明海等海域環境調査検討事業 底生生物の資源回復等を通じた底質改善に向けて、大学等と連携した調査を実施した。 11 水環境教育推進事業 次世代を担う子どもたちの水環境保全意識の啓発を進めた。 (1) 中学生水の作文コンクール 参加校 11 校、応募数 964 編（全国一の応募数）。学校を訪問の上、表彰を行った。 (2) 水の学校・水のお話し会 小学校 10 校、幼稚園等 69 園で出前授業を実施した（受講者数：2,960 人）。 12 硝酸性窒素対策等地下水保全対策の推進 (1) 地下水質調査 水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき作成した測定計画に従い地下水質調査を行った。 <table><thead><tr><th>区分</th><th>件数</th><th>調査項目</th></tr></thead><tbody><tr><td>定点監視調査井戸（地下水の概況を把握するため地域の代表的な井戸で実施する調査）</td><td>52</td><td>重金属、有機塩素化合物等（環境基準項目28項目）</td></tr><tr><td>汚染地区等調査井戸（過去に汚染があった井戸で継続的に実施する調査）</td><td>183</td><td>有機塩素化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等</td></tr><tr><td>荒尾地域地下水質調査井戸</td><td>18</td><td>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td></tr></tbody></table> 公害規制費のうち P210 ～ P212	区分	件数	調査項目	定点監視調査井戸（地下水の概況を把握するため地域の代表的な井戸で実施する調査）	52	重金属、有機塩素化合物等（環境基準項目28項目）	汚染地区等調査井戸（過去に汚染があった井戸で継続的に実施する調査）	183	有機塩素化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等	荒尾地域地下水質調査井戸	18	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
区分	件数	調査項目													
定点監視調査井戸（地下水の概況を把握するため地域の代表的な井戸で実施する調査）	52	重金属、有機塩素化合物等（環境基準項目28項目）													
汚染地区等調査井戸（過去に汚染があった井戸で継続的に実施する調査）	183	有機塩素化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等													
荒尾地域地下水質調査井戸	18	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素													

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(施策４－②持続可能な地域づくり)			(2) 指導等の対策 環境基準を超過した井戸の所有者等に対して飲用指導を行った。 熊本地域及び荒尾地域においては、硝酸性窒素削減計画等に基づき、農林水産部、地域振興局、関係市町村及びＪＡ等と連携して、各関係機関による取組み実績を取りまとめ情報共有と現状把握を行いながら、削減対策の継続と今後の活動推進に向けた課題の整理、検討等を行った。 また、熊本地域及び荒尾地域以外でも基準超過が確認されていることから、地域の実情に応じた取組みを推進するため、令和６年３月に県の基本計画を初めて策定した。 更に、荒尾市及び菊池市においては、農地の土壌中の窒素等濃度調査を行い（１６農家対象）、調査結果を農家とも共有することで、適正施肥につなげる取組みを実施した。 13 プラスチックごみ対策事業 農業団体、漁業団体と連携し、農業（漁業）用資材等の海洋流出防止を図るための啓発等を実施した（チラシ約４１，５００部配布）。また、海洋プラスチックを含むプラスチックごみの発生抑制を図るため、商工団体と連携し、プラスチック代替製品の切替え等に取り組む飲食店や小売店等の情報を収集し県ホームページで登録（１８６店舗）して発信するとともに、熊本市中心市街地において、プラ代替製品等を紹介するＰＲイベントを実施した。 プラスチックごみの分別回収拡充に取り組む市町村に対して、分別回収の試行等に要する経費を助成した（３件）。 14 特定鳥獣適正管理事業 ニホンジカによる森林被害の軽減と増えすぎた生息数を適正規模に誘導するため、「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」に基づき、有害鳥獣捕獲を行う市町村の支援を行った。 ・ニホンジカ捕獲１８，９９７頭分を支援（１，０００円／頭）	環境整備費のうち P212 ～ P213 鳥獣保護費のうち P279 ～ P281

(環境生活部)

(单位:千元)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
5 球磨川流域における緑の流域治水の推進・水俣病問題への対応 (2) 水俣病問題	8,483,185	8,182,783	1 水銀フリー推進事業 平成25年10月に本県（熊本市及び水俣市）で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において水俣条約が採択され、平成28年8月16日に発効した。水俣条約の意義等の理解促進を図るとともに、水銀フリー社会の実現に向け、国内外に対して先導的な取り組みを行った。 (1) 水銀専門家の育成支援（留学生への奨学金制度） 熊本県立大学と国立水俣病総合研究センターの連携大学院において受け入れた水銀研究留学生8人（インドネシア、ガーナ、ミャンマー、ベトナム、スーダン）を支援した。 (2) 国内外に向けた情報発信 県内の中学生・高校生等を対象とした「出前講座」の開催、熊本県立図書館の情報ギャラリー展、ラジオ、広報誌、水銀フリー啓発動画を活用した広報展開（ストリートビジョンでの放映、SNS広告）等による情報発信等を行った。 また、熊本県立大学との共催で、水俣条約採択10周年記念イベント「くまもと環境フォーラム」を行った。 2 水俣病問題に関する情報発信 (1) 水俣病関連情報発信事業 水俣病に対する県民の理解を促進し、地域全体で水俣病被害者等を支える環境づくりを進めるとともに、水俣病に関する情報、教訓を広く正しく発信する事業を行った。 ① 小学生・中学生及び高校生を対象とした水俣病及び環境学習の実施 ② 教職員を対象とした啓発の実施 ③ 保護者を対象とした啓発の実施 ④ 環境学習リーフレットの作成・教育機関や関係機関に配布 ⑤ くまもと県民交流館パレアに水俣病学習コーナーを設置 (2) 水俣病関連情報発信支援事業 水俣病発生地域市町が水俣病の教訓を踏まえながら行う情報発信活動に対し、助成を行った。 ・水俣病資料館が資料の収集や整理、サテライト展を実施（水俣市） ・水俣病資料館が収蔵庫増築の設計を実施（水俣市） ・芦北町が「うたせ船で水俣病を学ぶ」講座を実施	公害対策費のうち P208 ～ P210 公害保健費のうち P213 ～ P215

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名											
((2) 水俣病問題)			3 認定審査業務の促進												
			(1) 水俣病認定審査業務												
			「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく水俣病の認定申請者について、疫学調査(136件)・認定検診(本診：眼科96件、耳鼻科94件、神経内科107件)を実施した。												
			また、熊本県公害健康被害認定審査会を6回開催した。												
			<table><tr><td></td><td>審査数</td><td>申請者数</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>105人</td><td>令和6年3月末 344人</td></tr></table>			審査数	申請者数	令和5年度	105人	令和6年3月末 344人					
					審査数	申請者数									
			令和5年度		105人	令和6年3月末 344人									
			(2) 水俣病認定申請者治療研究事業												
			水俣病認定申請者のうち、対象要件に該当し、申請後1年を経過した者(一定の症状がある者は6か月経過後)に対して、医療費等の支給を行った。												
			① 対象人員(令和6年3月末現在)：112人												
② 支給実績															
<table><tr><td>区 分</td><td>件 数</td><td>金額(千円)</td></tr><tr><td>研究治療費</td><td>3,629件</td><td>18,962</td></tr><tr><td>研究治療手当等</td><td>60件</td><td>39</td></tr><tr><td>はり・きゅう・マッサージ施術療養費</td><td>213件</td><td>226</td></tr><tr><td>合 計</td><td>3,902件</td><td>19,227</td></tr></table>	区 分	件 数	金額(千円)	研究治療費	3,629件	18,962	研究治療手当等	60件	39	はり・きゅう・マッサージ施術療養費	213件	226	合 計	3,902件	19,227
区 分	件 数	金額(千円)													
研究治療費	3,629件	18,962													
研究治療手当等	60件	39													
はり・きゅう・マッサージ施術療養費	213件	226													
合 計	3,902件	19,227													
(3) 水俣病認定患者保健指導事業															
水俣病認定患者に対して水俣保健所による訪問保健指導及び療養用具の貸与を行った。															
① 令和5年度保健指導実施延べ人数：528人															
② 令和5年度特殊寝台等新規貸与台数：特殊寝台2台、車椅子0台															
※令和5年度末現在の貸与台数：特殊寝台20台、車椅子5台															
4 水俣病総合対策事業等の実施															
(1) 総合対策医療事業															
水俣病にもみられる症状を有すると認められた方に対して医療費等を支給し、健康上の問題の軽減及び解消を図った。															
【経緯】															
・中央公害対策審議会の答申(今後の水俣病対策のあり方について)に基づき、平成4年度に事業を創設。療養手帳を交付し、療養費等の支給を開始した。															
・平成7年12月15日付けで閣議了解された水俣病問題の解決策を受け、平成8年1月22日から新医療事業に切り替え、医療手帳及び保健手帳を交付(平成8年7月1日まで受付)し、療養費等を支給した。															

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名																		
((2) 水俣病問題)			・平成16年10月の水俣病関西訴訟最高裁判決を受け、給付の内容を拡充し、平成17年10月13日から保健手帳の申請受付（平成22年7月31日まで）を再開した。																			
			・平成21年7月に施行された水俣病特措法に基づき、該当者に対して水俣病被害者手帳を交付（平成22年5月1日から平成24年7月31日まで受付）し、療養費等を支給した。																			
			※保健手帳は水俣病被害者手帳に統合し、平成24年3月31日で失効。																			
			① 医療手帳																			
			水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する者に対し、療養費、はり・きゅう施術費等及び療養手当を支給した（令和5年度末対象者数：2,990人）。																			
			(療養費等支給実績)																			
			<table><tr><th>区 分</th><th>件 数</th><th>金額（千円）</th></tr><tr><td>療養費</td><td>97,858件</td><td>465,509</td></tr><tr><td>はり・きゅう施術費</td><td>2,950件</td><td>5,792</td></tr><tr><td>温泉療養費</td><td>2,555件</td><td>11,506</td></tr><tr><td>療養手当</td><td>34,856件</td><td>719,616</td></tr><tr><td>合 計</td><td>138,219件</td><td>1,202,423</td></tr></table>		区 分	件 数	金額（千円）	療養費	97,858件	465,509	はり・きゅう施術費	2,950件	5,792	温泉療養費	2,555件	11,506	療養手当	34,856件	719,616	合 計	138,219件	1,202,423
			区 分		件 数	金額（千円）																
			療養費		97,858件	465,509																
			はり・きゅう施術費		2,950件	5,792																
温泉療養費	2,555件	11,506																				
療養手当	34,856件	719,616																				
合 計	138,219件	1,202,423																				
※件数は、手帳所持者による毎月の支給実績の合計																						
② 水俣病被害者手帳																						
水俣病にもみられる一定の感覚障害又は神経症状を有する者に対して、療養費、はり・きゅう施術費等及び療養手当を支給した（令和5年度末対象者数：33,025人）。																						
(療養費等支給実績)																						
<table><tr><th>区 分</th><th>件 数</th><th>金額（千円）</th></tr><tr><td>療養費</td><td>947,091件</td><td>3,759,903</td></tr><tr><td>はり・きゅう施術費</td><td>7,130件</td><td>41,830</td></tr><tr><td>温泉療養費</td><td>17,830件</td><td>81,820</td></tr><tr><td>療養手当</td><td>180,258件</td><td>2,675,962</td></tr><tr><td>離島加算</td><td>7,675件</td><td>7,675</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,159,984件</td><td>6,567,190</td></tr></table>	区 分	件 数	金額（千円）	療養費	947,091件	3,759,903	はり・きゅう施術費	7,130件	41,830	温泉療養費	17,830件	81,820	療養手当	180,258件	2,675,962	離島加算	7,675件	7,675	合 計	1,159,984件	6,567,190	
区 分	件 数	金額（千円）																				
療養費	947,091件	3,759,903																				
はり・きゅう施術費	7,130件	41,830																				
温泉療養費	17,830件	81,820																				
療養手当	180,258件	2,675,962																				
離島加算	7,675件	7,675																				
合 計	1,159,984件	6,567,190																				
※件数は、手帳所持者による毎月の支給実績の合計																						
(2) 治療促進受託事業																						
水俣病関西訴訟及び熊本水俣病二次訴訟において、損害賠償が認められた判決が確定した原告に対して、療養費、研究治療手当及び介添手当を支給した(令和5年度末対象者数：8人)。																						

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名		
((2) 水俣病問題)			(療養費等支給実績)	※件数は、手帳所持者による毎月の支給実績の合計		
			区 分		件 数	金額 (千円)
			療養費		282件	1,243
			はり・きゅう施術費		0件	0
			研究治療手当		90件	529
			離島加算		0件	0
			介添手当		66件	667
			合 計		438件	2,439
			(3) 健康管理事業			
			水俣病発生地域の居住者に対し、水俣病に関連した健康上の不安の軽減、解消を図ることを目的として、健康診査及び健康相談を実施するとともに、相談窓口を設置している。			
			また、過去に相当の期間、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食べたことに伴い、健康不安を訴える者について、その健康不安の解消を図るため、健康診査等を実施した。			
			① 健康診査の実施 (市町に委託)			
			・対象地域：水俣市、芦北町、津奈木町、天草市 (御所浦町)			
			・受診者数：2,715 人			
			② 健康相談の実施 (水俣市立総合医療センターに委託)			
・日常生活相談：210件						
③ 相談窓口の設置 (市町等に委託)						
・設置場所：水俣市、芦北町、津奈木町、天草市 (御所浦町)、上天草市 (龍ヶ岳町)						
・相談件数：9,553件						
④ 健康不安者フォローアップ健診事業 (公益財団法人に委託)						
⑤ 健康不安者に対する健診事業 (公益財団法人に委託)						
(4) 胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援						
胎児性・小児性水俣病患者をはじめとする水俣病被害者等の地域生活を支援するため、福祉サービス等やりハビリ、生きがづくり等の事業を行っている関係市町及び社会福祉法人等に対する助成等を行った。						
① 地域生活支援事業						
・胎児性・小児性水俣病患者やその家族等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、社会福祉法人等が行う福祉サービス等に対する助成を行った。						

(環境生活部)

(単位：千円)

主 要 な 施 策	予 算 額	決 算 額	施 策 の 成 果	目 名
(2) 水俣病問題)			② リハビリテーション支援事業 ・胎児性・小児性水俣病患者等が利用している事業所等へ理学療法士等を派遣し、日常生活動作の指導等を実施した。 ③ 水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業 ・水俣病被害者等が安心して生活を営めるよう、関係市町が実施する神経症状の緩和や介護予防につながるリハビリテーション等の取組みに対し助成を行った。 ④ 水俣病発生地域高齢者等在宅支援事業 ・高齢の水俣病被害者等が地域の中で安心して在宅生活を営むことができるよう、関係市町が実施する日常生活の質の向上や社会参加の促進に資する取組みに対し助成を行った。 (5) 環境・福祉モデル地域づくり推進事業 環境や保健福祉の先進的な取組みを育成・促進するため、関係機関によるネットワークの構築や関係市町の事業に対する助成を行った。 ① 水俣病被害者等保健福祉ネットワークの設置運営 ・胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業を実施する団体、医療・福祉関係の団体及び行政機関等で構成するネットワークを運営し、実務者対象の研修会等やホームページによる情報発信を行った。 ② 慰霊・もやい直し、福祉対策の推進 ・慰霊式、火のまつりの実施について水俣市へ、もやいまつりの実施について芦北町へ助成を行った。	
	4,608,275	4,608,263	1 チッソ(株)金融支援 (1) チッソ(株)の既往公的債務（患者県債） 令和5年度にチッソ(株)が償還すべき債務5億3千万円余に対し、チッソの返済可能額は0円であったため、金融支援抜本策（平成12年2月8日、閣議了解）に基づき、県債の償還における支払猶予額は5億3千万円余となった。このうち、8割の4億2千万円余を国庫補助金、2割の1億円余を政府資金引受けによる特別な県債により手当された。 (2) その他県債償還 (1)のほか、チッソ金融支援として発行してきた県債の令和5年度約定償還分19億円余を償還した。	チッソ株式会社貸付 県債償還等特別会計繰出金のうち P420 熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計のうち P487 ～ P488